

企業組織再編税制の 仕組みとその活用



(出席者)

税理士
平川 忠雄

税理士
平野 和俊

税理士・公認会計士
緑川 正博

はじめに

平成13年度税制改正で企業組織再編税制が整えられる。商法の改正による制度改正で組織再編がしやすくなったことに加え、税法でも適格な場合は税の負担がないように配慮されている。

本誌では、企業組織再編税制に詳しい3人の実務家にお集まりいただき、組織再編税制の実施でこれまでどのようなことが変わるか、また中小企業ではどのような活用方法があるか、お話いただいた。

I 企業組織再編税制の仕組み

● 1 ● 企業組織再編税制構築の背景

平野 今回の企業組織再編税制の整備に当たりまして、平成12年5月の会社分割制度を創設する商法改正が成立したということが起因となっています。昨年の夏ぐらいまでは会

社分割のための税制ができるんだろう、それは旧来の合併や現物出資とどんな形で整合性をとっていくのかな、というふうに思っていたのですが、夏ぐらいに税制調査会の答申が出ると、企業組織再編、つまり、分割、合併、現物出資、それから事後設立と合わせて税制が変わるということになってきました。この辺の議論の経緯というものを、まず平川先生にお伺いします。

平川 最初の出発点は商法の抜本改正です。もともと一連の国際的な企業の合従連衡の流れの中において、日本の法整備を抜本的に整えようというわけで、平成9年に合併の手続の合理化・簡素化という商法改正がありました。それから11年にはご承知のとおり株式の交換・移転という商法改正がありまして、税制も同時進行で整備され、その後、本来ならば連結納税に入るべきところであったのですが、商法制のほうの会社分割が1年前倒しということになりまして、平成11年7月7日に、いわゆる会社分割に係る商法改正の中間試案

というんですか、会社分割に関する法制のフレームワークが出たわけです。

その中においては、政府税制調査会では平成11年度の税制改正の大綱の中に連結納税は専門的分野であるので、そこは法人課税小委員会で鋭意検討せよといったことになり、11年7月から小委員会が連結納税の検討に入っていったわけです。ところが急に、会社分割法制が1年前倒しの改正となったもので、11年11月にギア・チェンジをしまして、そこで連結納税からいわゆる会社分割の税制についての取組みをしたわけです。

ご承知のとおり11年度の税制改正においては、株式の交換・移転を前提にした税制改正を行っていたために、11年8月に商法が改正され、株式交換・移転法制税制が11年10月からすぐ適用になったという経緯がありました。

本来ならば税制も会社分割法制に合わせていち早く改正をするべきところですが、何分とも1年前倒しの商法改正ということでしたので、税制調査会の審議が遅れたわけです。そんな経緯から、急ぎよ平成11年11月から会社分割法制に対応する税制の審議に入ったわけです。

結果的には、平成12年5月の商法の改正のころに税制調査会は取り組んでいたわけでした、12年10月2日にいわゆる基本的考え方、フレームワークですが、これを法人課税小委員会がまとめまして翌日の10月3日に政府税制調査会総会においてこれが承認され、さらに10月10日に自民党の税制調査会でその了承がされたというものです。そこで会社分割・合併等の税制改正の基本的なフレームワークができたわけです。

そこで今、平野先生のお話のように、小

委員会が取り組んだことの一つとしまして、会社の合併や現物出資、あるいは当時は変態現物出資（法基通10—7—1）ですけれども、このようなものを同時に審議したわけです。結果的には法律の置き場所は違っていても、特に商法は置き場所が違うわけですが、税制のほうは経済実態が似ているということもあって課税の関係を整理するものとしたわけです。つまり、その経済実態がほとんど同じもの、例えば分割型分割による吸収分割でほとんど分割会社のほうに残余財産が残らないケース、いわゆる類似分割適格分割型分割というのでしょうか。

緑川 合併類似適格分割型分割ですね。

平川 これはもうほとんど合併と同じなんですね。そういったことから見たときに、合併の税制では課税がないけど、いわゆる分割の税制ではそれと同様の結果であるにもかかわらず課税があるというのでは、やはり具合が良くないわけです。それは基本的考え方の文言を借りれば、「租税回避の温床」になるといったようなことがあったので、それはやはり今回組織再編ということに全部まとめて、企業の組織が動くことについては一定のルールを定めようではないかと、こういったようなことに軌道修正したわけです。

このことは後で話題に出ると思いますけれど、例えば商法では会社分割というのは営業の全部又は一部の合併ということになっていますが、税制のほうは商法の分割を行ったときにはもちろん事業の固まりごとに分割しなくてはいけないんですが、税制のほうをプロパーでやるときには、例えば事業を承継せず土地だけを切り離す分割のようなものやっ

てできないことないのです。このようなこと

の違いがありますので、この辺をまず商法と税法の差違についてご理解いただくことが必要ではないかと思っております。

平野 緑川先生、何か補足はありますか。

緑川 今回の企業組織再編税制で税の仕組みがどんなふうになるかについて、いわゆる合併とか現物出資に準じて整備されるという予想はほとんどなかったのではないのでしょうか。どちらかといったら、株式交換・移転の税務に引きずられるという予測のほうができたのではないのでしょうか。

要するに評価益を繰り延べる方法として、現行税務の問題点が主税局の立場から明確にされ、さらに、マイナス資本積立金という表現をしていますけど、それが導入されたのが株式交換・移転税制ですから、それと違う課税体系は持ってこれないと思っていました。だから交換・移転と同じ税制が整備されるだ



平野 和俊 税理士

ろうという予測は、比較的成り立ちやすかったのではないですか。そんな理解はしているんですけども。

平野 そうですか。私はここまでドラステイックな形があれば短期間でできるというのは、割とびっくりしたんですけども。

● 2 ● 組織再編税制の概要

(1) 移転資産の譲渡損益の取扱い

平野 それでは税制の具体的な話に入っていきたいと思います。まず「移転資産の譲渡損益の取扱い」ということで、だいたいどうなったかということ私のほうからかいつまんでお話しいたします。

これまでの考え方と違って、まず大前提としまして組織再編成により資産が移転した場合には、原則時価で譲渡したものと考えることとなります。つまり、今までのような清算所得の考え方であるとか、あるいは受入会社側での合併差益的な考え方はもうすべて取らないということになりまして、資産を出す法人、つまり合併でいえば被合併法人、分割であれば分割法人のほうで譲渡損益を認識することが原則になりました。ただし、一定の要件を満たす組織再編については課税の繰延べをしようということです。この一定の要件を満たすものを税制適格再編と呼ぼうと、こういうことになりました。

その要件といたしましては2つのパターンがありまして、一つが企業グループ内の組織再編成。もう一つが共同事業を行うための組織再編成。この2パターンについて要件を決めていこうというわけです。で、どちらについても適格になるためには交付金が交付されないこと。そして分割については非按分型で

ないことというのが大前提となるということです。

それぞれのパターンで具体的に要件を見ますと、まず企業グループ内の組織再編成については、持分関係が100%であれば問題なく税制適格。持分関係が50%超100%未満の企業グループ内の組織再編成については、独立事業要件とそれから事業継続要件を満たす必要がある。さらに、共同事業を行うための組織再編成ではこの独立事業要件と事業継続要件に加えて事業関連性要件、それから事業比率もしくは経営参画の要件、またさらに株式の継続保有要件、これらをすべて満たす必要があると——ざっとこんな感じになったかと思います。

今回この税制適格、税制非適格という今までなかった新しい概念が導入されたわけなのですが、この辺の位置付けというのは緑川先生、どのように考えればよろしいでしょうか。

緑川 企業組織再編税制は、欧米では既に導入されており、今回の改正でも委員の先生をドイツ、アメリカ、フランスに派遣して、現地調査をし、検討の参考にしたそうですが、例えば、ドイツの制度においては、個別資産の譲渡かどうかをもって、資産の譲渡益課税をするかどうかを行っている。ところが、日本ではそれだけで判断できるものではない。一方アメリカでは、株主が法人の所有者であるという理念から、株主の投資価値をもって、資産の譲渡益課税をするかのメルクマールとする考え方です。しかし、我が国では、株主は原則として投資家として捉えていることから、採用できない。ということで、日本独自の「移転される資産に対する支配の継続」と



平川 忠雄 税理士

いう新たな概念を立て、それで税制が組み立てられるようになったという背景がある、と考えています。

平川 今度の適格・非適格というのはやはり企業の再編、すなわち企業の位置付けが変わるということにより、資産の移転が出てくる。いわゆるものが動くといったときに法人税の基本的哲学というのですか、やはり課税が原則となります。しかし、それを前提に押し出してしまうと、改正商法が考えている組織再編、いわゆる分割なり現物出資のアクションをどうしても税が障害してしまう。

こんなことから、一体どうしたらよいだろうかという検討に入ったわけです。そのときに、やはり外国の例を参考としたわけです。

まずドイツはかなり厳しい条件を付けていまして、独立事業単体要件というのですか、言うなれば売買でないということは納税者側

が立証する形で明らかにしなくてはいけないということがあります。

それからフランスでは個別許可的なものでございまして、これはとても、なかなか許可を取るのには難しいと。アメリカは、一方では会社そのものは株主のものであるという考え方で、非常にラフでゆるい要件のようです。けれども、実際にはいわゆる閉鎖会社、すなわちストックホルダーばかりがいるような会社だけは別として、そうでない会社については非常に株主が離れていくことが前提ですから、例外規定をいっぱい設けて一見ゆるそうに見えるけれども難しい。

そこで今回いろんな角度で検討した結果、やはり日本のプロパーの方式を取り入れたものです。すなわち、法人税の基本的考え方を動かすわけにはいかないの、その辺をベースにしながら諸外国のいい点は取るけれども我が国経済界のニーズに合う形でやっというということで、ある意味においては今回の企業組織再編の中において移転資産に関する課税関係の基本的考え方として、日本独自の日本経済社会に合った考え方を打ち出しました。

したがって、この適格・非適格というのはあくまで資産の移転に伴うものであって、例えば人の移転に伴うものときなどについては関係ないんです。ですから退職給与引当金の引継ぎというのは適格・非適格に関係なく引き継ぎができる。こんなこともありますので、この税制の性格を知っておく必要があります。

(2) 株主の課税関係

平野 先に進みまして、今度は「株主の課税関係」ということにはいきたいと思います。

これも概略を私のほうからお話しします。

株主の課税関係を考えますときに、分社型分割、現物出資そして事後設立では分割法人等の資本の部に変更が生じませんので、これらの場合には株主の課税関係は発生しない。分割型分割と合併の場合に、譲渡損益の問題とそれからみなし配当の問題が起きるということになります。

まず最初の譲渡損益の問題ですが、これは適格・非適格にかかわらず、金銭交付があった場合にのみ課税関係が発生するという形になりました。ですから実務的には交付金を出さないことで譲渡損益の問題は発生させないということになるかと思えます。

次にみなし配当についてですが、分割型分割や合併が非適格で行われた場合、この場合に承継法人のほうで利益積立金を引き継ぎませんので、ここでみなし配当の課税関係が発生することになります。ただし、実務の定着を図るという観点からということで、経過措置として税制適格と信じて実行されたのだけれども、ふたを開けてみたら非適格になってしまったという場合には、1年間に限り租税回避でなければ株主の課税はないという条文が今回法案で出ております。

この辺が特に年末から年始に当たって議論がいろいろあったところで、みなし配当課税の全廃ではないかという話があったり、この経過措置をこういう限定ではなくてすべての非適格再編についても1年間停止されるのではないかといろいろあったかと思うんですけども、この辺が具体的にこの形で決まったというのはどういう経緯があったのでしょうか。

緑川 私は直接的には知らないんですが、

今回は結局、経団連が交渉窓口になってたんだと思うんです。話によると、適格再編成だと思ってやったところ、共同事業、企業グループ内など、会社側の要件がいろいろありますけれども、その会社側の要件を満たさなくなった場合に、株主に配当課税が生じてしまったら、組織再編はなかなか定着しないのではないか。もう少し浸透するまでみなし配当課税というのを凍結したらどうだということが本意だったと思います。

今回このみなし配当課税については平川先生もおっしゃるように、そもそも金銭を伴わないみなし配当は、税を減らすという主張が政府税調のときから急に出ました。従来、実務的には当たり前に思っていたんですけれども、政府税調に、いかにも税を減らす仕組みがみなし配当であると表現されたのは初めてです。

しかし、このみなし配当の1年間の凍結というのは、その論議とは違って、会社側の処理に誤りがあった場合に株主に迷惑がかかるから、定着するまで1年間凍結したほうがよいのではないかと、そこが主眼だと思うんです。

だから、交換・移転のときも、損出し益出しするときというのは交換交付金を出してという方法があるんですが、今回は、あくまで交付金、金銭を出した場合は除く、ということが明文に盛り込まれていますね。ということは、明らかに限定的に認めますよと。極めて狭く認めますよという考え方が表意されているんだと思うんです。

あくまで会社側の処理にミスがあったときに株主のみなし配当課税を救済してやろうという趣旨ですから、厳しくなるんじゃないですか。そんな意味で限定的適用をされるだろ

うというふうに考えています。

平川 もともとお日様が向こうに光っていて、ビルのガラスにはね返って反射の光が来る。こんなようなものをお日様に当たったから課税だとしているようなものが、金銭交付がないみなし配当課税といえます。

このみなし配当の見直し問題については、もともと平成10年の法人税の改革のときもあったのですが、今回この機会に一定の事実だけをとりえて課税するものは見直しを行う。バックグラウンドとしては、先ほど緑川先生のお話のとおり、必ずしも課税側から見たときにみなし配当というのはメリットがないのです。受取配当の益金不算人と同時に、その配当相当額の簿価引上げがありまして、後日その株式を売却したとき、時価評価のときにその付替え部分は税が取れないということがあります。



緑川 正博 税理士・公認会計士

このように制度的には、税務メリットが出ないものについてはこの際、整理してしまおうということです。実際には金銭の交付が伴うみなし配当というのがあるわけですから、そのところはやはり存置しておくという整理の仕方になっています。

もともと株主に対する課税の延期というのは、株主が所有するその会社の持ち分が変わっても、分割後の株式の交付がされることにより、その会社に対する支配関係というのが継続するということが前提です。そこは極端なことを言うと、1円でも金銭をもらえば売買と同じだというような基本的な考え方となっています。これはフレームワークのほうにも書いてありますが留意する必要があります。

(3) 税制適格要件

緑川 税法適格要件を見ていった場合、適格要件を外すような企業組織再編はなかなかできないんじゃないかと、そういう評価をしているんです。

企業組織再編においては、もちろん人を引き継ぐという大前提があると思うんです。適格要件の中で一番肝心なことは人を引き継ぐことかなと。人を引き継ぐということが、通常、企業組織再編だとすれば、税法非適格になる企業組織再編はあり得るかといったら、意外とないように思います。逆に言ったら、さっき平川先生がおっしゃったような日本独自に非常にやりやすい税制になったなど。だから非適格になる場合とはどんな場合があるかといったら、例えば今おっしゃられたようなことなどしかないんじゃないかと、そんな感じがするんです。

もし、会社側の処理で問題があるとすれば株主の継続保有要件かなと思いますけど、こ

れは50人以上だったらないでしょう。

平野 そうですね。

緑川 だから普通にやっていったら、ほとんど税法適格になってしまう。そういう中で、では非適格の再編を選んでやる行動といったら、非常に限定されてくるんじゃないかなと思うんです。

そういう意味で、特殊な場合しか非適格にならないから、その分についてみなし配当の凍結というのが生きてくると思うんですけどね。

平野 そういう前提に立ったほうがいいんじゃないかな。

平川 今のは両方つなげて聞いていただくのと改正法案の附則3条の理解ができるんじゃないかと思えますけど。

II これまでの組織再編税制とどう違う

1 上場会社と非上場会社の合併

平野 その続きになるんですけども、「これまでの制度の活用はどうか」という点ですけど、上場会社とその持株会社の合併が非適格になるのではないかとということで、これがその非適格の典型的なパターンの1つかもしれないんですが、これについてはどうでしょうか。

緑川 この問題が多くて、結構3月末までに合併をしたいがためか登記所が異常に混んでいる、という話は聞いているんです。で、非常に難しいと思うんですけども、持株会社というのは子会社の管理又は統括という事業があるわけですね。持株会社の役割から

してこれは事業だと思うんです。

そこで、この場合でしたら当然、株式の50%超を持っているような持株会社というのは上場会社においては無いと思います。ということは、共同事業再編ということになりますから、共同事業再編の要件を満たすか満たさないかで個別に判断していくしかないんじゃないですか。でも、全部を非適格とすることにはならないんじゃないですかね。

平野 なるほど。

平川 上場会社といっても、この駆込み対応は意外といわゆるオーナー上場会社に多いんです。いわゆるオーナー株の事業承継で、その対策に作った持株会社がこれから先、動きがとれなくなるといったことで、この3月31日までに対策しよう、というような動きがあった、と聞いています。

平野 いわゆるA社、B社的に作った手法の後始末をどうしようか、という話ですね。

平川 本当の意味で、新税制スタート後は持株会社と持株会社が例えば1本化するということは事業継続要件に合っているとはいえません。

緑川 まさしく共同事業だと思います。

平川 このため、その事業会社と持株会社が組織再編をすることとなると、事業関連性で問題が生じることになります。

◆ 2 ◆ 不動産 M&A 等

平野 それから、いわゆる不動産 M&A と呼ばれているパターンですね。今まで株式を買い取った側が合併時に合併差益と、それから抱合い株の消却損を通算させて課税を受けない形でやっていくというものが基本的に今回の企業組織再編税制でできなくなるわけで

すけれども、この辺はそういう理解でいいんですか。

緑川 これはもう長年の懸案事項で、三角合併のときから繰越欠損金の控除の二重構造とか言われましたね。今回、抱合い株式というのが商法上の定義にはないと。商法上は、抱合い株式と自己株式が自己株式だと。何で税だけが抱合い株式だといって別の課税体系を作っているんだと。だから、商法と同じにします。何かそのように割り切っちゃったところがある感じがしますね。

平川 もともと抱合い株式の損失というのは税の領域でも特殊な処理方式だったと言えます。

緑川 そこで商法に合わせますと。

平川 そうそう。だから形を変えた不動産 M&A というのが、いろんな形で出てくると思います。前に触れましたけど、いわゆる事業を持ち込まないで不動産だけを切り離すということが一体どこまでできるか、という分割があるわけです。このケースでこのような分割などが適格ということで帳簿価額の引継ぎができるかという問題があります。その辺になると適格事後設立のように事業継続要件が入っていない企業組織再編の場合のみできるということがあります。100%のグループ会社もそういった意味ではこのような分割ができるということがいえませんが、これらは政省令に入っていないですね。

緑川 ないでしょうね。

平川 規定上制限のないものは適格といえる話かもしれないんですけど。この類例として従来の特定期物出資は非常に限定的で、新設会社で95%要件などがありました。新税制ではこのような制限がないので、既存の会社

を利用するかもしれないし、100%現物出資もできると思います。

平野 そうですね。それから今回、企業組織再編税制の中に営業譲渡は何も触れられていないのですが、それはもう全く、今回の改正に伴う通達改正の中でも触れられてこないんですか。

緑川 営業譲渡は営業譲渡でこれから進められるのじゃないですか。なぜかといったら今回の分割で一番問題になるのは労働契約承継法だと思うんです。労働契約承継法を考えた場合に、営業譲渡のほうが楽だという企業は結構多いと思います。だから当然、営業譲渡が今後も進められていくと思っています。

● 3 ● 繰越欠損金と含み損の引継ぎ

平野 では次に「繰越欠損金と含み損の引継ぎ」の問題に移ります。こちら私のほうから概要をご説明いたします。

ご存知のとおり、従来は合併においては繰越欠損金の引継ぎというのは、一切認められてはおりませんでした。今回は適格合併と合併類似適格分割型分割の場合に限って、引継ぎが認められることになっています。ただし、租税回避防止のために企業グループ内の組織再編成については、みなし共同事業要件を充

足しないと資本関係前の繰越欠損金は引き継げないことになっております。

今のパターンが益のある会社に損を持ってくるパターンですので、その逆のパターン、つまり損のある会社に益を持ってくる、これまでの逆さ合併的なものについても同様の制限を設けましょうということで、組織再編があった場合に自分が持っている繰越欠損金もみなし共同事業要件を満たしていないと資本関係前からのものは一部使えなくなるよと、こんな形になっております。

さらに繰越欠損金と同様の位置付けである含み損の引継ぎについても、同じようにグループ内の再編についてはみなし共同事業要件を満たさないと、資本関係前を起因とする損金については実現できないと、こういうことになったわけなのですけれども。この辺は実務上どんな影響がありますでしょうか。

平川 含み損が引き継げるということがあるので、税の計算では何かメリットめいて見えることがあるのですが、これを活用することについて、もともと今度の制度の創設に当たって、やはり合併税制で被合併法人の繰越欠損金、とりわけ青色欠損金を引き継げないといったことは、やはり制度を検討する以上はそのままにして通り過ぎるわけにはいかないということになったのです。

もともと、合併そのものの税制が複雑であったことに対応して税負担が生じない方法で評価替えをしてしまうというところがありましたけれども、同時にそれを改正して適正なルールにするならば、税制が不相当である部分については直さなくてはいけない。こういうニュートラルな立場から繰越欠損金の引継ぎを認める方角で見直されたのです。それは



また商法の趣旨にも合致するスタンスでもあったわけです。

もう一つはいわゆる移転資産の譲渡損益の計上について、従来の圧縮記帳という方式ではなくて、帳簿価額の引継ぎというルールを入れたということがありまして、当然ながらそうなりますと税務上は益だけではなくて損のほうも引き継がれるといったことで、含み損がビルト・イン・ロスとして、いわゆる分割承継法人等のほうに含み損が移ってしまうこととなります。それらの移転した含み損を都合のいいときに実現損として出せるようになります。

こういう行為に対して一定の制限を設けることにしたわけです。と同時に、そのところが難しいのは、そのような再編のときに含み損を引き受けたり、あるいはもともと持っていたものがどうなのかということについては、そういうことが目的ではなくて再編成を行うことがあります。今回の企業組織再編というのはリストラも一つの目的ですし、効率部門の集約化ということもあるわけですから。そのところは効率部門でもマイナスを抱えているのもありますから、含み損をすべてシャットアウトしますと、やはりそこは税制が阻害するということとなります。そのところに一つの制限を設けて、一定のルールの上で処理できるようになったと言えます。

すなわちその制限とルールをよく見ていかないといけないし、税制スタート後には思いもつかないようなことをやったときには、いわゆる租税回避の防止策である包括規定が働きます。まず活用の前に自然の流れの中から損が移ってきた、あるいは損が含みのまま来たものがどういうふう処理しなければ企業

の実態に合う効率化が達成できるかなどというスタンスから行かないと、防止規定が適用されることがあるのではないかと思います。活用をするケースでは、企業の再編をやるときの目的をきちんと確認してプランニングしなくてはいけないのではないかと考えております。

平野 そうですね。この規定については別に租税回避の意思がなくても合併、あるいは分割をすればいきなり含み損を引き継げないという問題が起きるということで、非常にタックス・プランニングが今後重要だなというふうに思いますが。

緑川 それともう一つ、これは特色的に思っているんですけど、繰越欠損金と含み損とも、グループ化後5年経過している100%子会社とだったら何をやってもいいわけです。ということは、もう既にリストラが終わったペーパー会社があります。これが100%子会社で、もう10年もやってきていますということならば、合併していいんですね。

で、連結納税制度の導入が来年にあるわけですから、連結納税を意識して、グループ化後5年の会社はもういいよと。その連結納税がちらちらしてるんですけど、平川先生どうですか。

平川 そのとおりだと思います。3年、5年という期間ルールは、税法の除斥期間も関係していると思います。やはり5年も経ってしまったものは、逆に言うと、意図的にそういうものを仕込んだというものではないといえますので、こうした期間が入ったと思います。

また、ご指摘のとおり連結納税ということを見視野に置いていると思います。連結納税は

今度アメリカ型がフルサイズで入って来ると思われますので、連結グループの含み損が生きてくるものがありますので、それを視野においた制限規定のルールというふうに見ただけのが一般的であるといえます。

平野 このタックス・プランニングの中で、含み損のほうは組織再編から3年という規定があるかと思うのですが、この3年というのは何か意味があった3年なのでしょう。

平川 つまり、税の除斥期間というものを視野においたルールだと思うのです。だから外国の税制のように除斥期間がないところになりますと、これは半永久的に抑えておかないといけないわけで、特例の例外規定を置くことになります。

III 組織再編で中小企業は何かできるか

平野 それでは続きまして、活用例のほうに行きたいのですが、「中小企業ではどう活用されるか」という話ですが、平川先生、経営マネジメントと絡めてベーシックなところからお話しをいただきたいんですけども。

● 1 ● 企業の経営プランと組織再編成制度

平川 まずいわゆる中小会社というんでしょうか、オーナー型企業が組織再編という、みずほフィナンシャルグループに代表されるような大企業的なシステムをどう使いこなせるかといった問題があるんですが、意外と利用範囲が広いと思うんです。

それは一つにはまず事業セグメントです。中小企業が結局不動産を持ちながら本来の業務を展開している会社がありますけれども、

結局、不動産の利益と実際の事業活動の利益というものが明確に区別できなくなっているケースが多いのです。

特に一番分かりにくいのが、都会の中心部にビルを持っていて、そのビルを100%活用している事業会社があります。ところがそれは家賃を払ってないわけです。したがって家賃を払っていないから、かなりの利益が上がっているような決算内容になります。しかし、その事業会社がそのビルを借りていたら、かなりの家賃の負担が生じますので、実際には利益がないということがあります。この辺のところも事業セグメントによって正常な損益を認識するといったことがあります。

次に中堅企業の場合は、リスク回避ということが今までなかなかできなかった。大企業のようにベンチャー的なことをやる時は必ず子会社というものがありますけれども、それが無い。だから今回は、このようなケースで分割などを利用することになります。

それからもう一つは、親から子に世代交代をしたときに親の代から勤めている古参の社員がいる会社があります。そういったときに後継者が自分より年上、しかも先代と長年一緒に苦勞してきた社員をなかなか十分使いこなすというか掌握するのは難しい。こんなと



きにやはりこの組織再編を利用して対応する。そして、そのときに硬直化した給与体系というのを見直し、企業体系を直していく。これはさっき緑川先生がおっしゃった労働承継法も絡むことです。その辺は営業状況などの事情に対応していくことになります。

それから財務内容の改善です。これはかなり難しい問題になりますけど、債権者、株主がかなり大勢おり再編成案が株主総会で通らない、あるいは債権者のほうから異議申立て等があったりするという企業ならいざ知らず、中小・中堅企業の場合はおそらく限定的な債権者それから株主ですから、そのところはかなり思い切った対応ができるはず。商法の資本充実の原則がありますから、新しい分割承継会社なり合併会社のほうにマイナスを持ち込むわけには行きません。しかし、もとのほうに不採算部門を残すということは可能でしょう。ですからその辺は財務内容の改善になります。

さらには事業承継問題。ただこの事業承継での一番の大きな目的は、非按分型などという一気にメリットをとるというのではなくて、現在、父が持っている株式を三つなら三つの会社。経営基盤会社、事業活動会社、管理機能会社、そういったキャラクターで分けて、自分の息子の性格に最も合った人にそれを配ってやるという方法も考えられます。

例えばアクティブな活動ができる長男には事業活動会社。それからどうも働きがあまり好きではないような次男には管理機能会社というようなものを持たせると、そういったこともあるわけ。非常に使い方は多種多様だと思います。

ですから、非按分型について税制のほうが

手当てをしなかったことについて、もう利用の範囲が狭くなるという意見もあるようでございますが、まだまだ内容を十分に検討して、その上で関与先の実態を見るといろいろなことのできるのではないかと思います。

● 2 ● 事業承継での考え方

平野 そうですね。そういった意味で事業承継、相続対策という意味では生前のプランニングが大事だという話だと思うんですけども。緑川先生、その辺はどうでしょうか。

緑川 まったく突飛かもしれないですけど、単純な話にして、100%親が持っていますから新設分割型分割をやりました。で、分割会社は不動産を持っています、分割承継会社は事業ですと分けました。で、分割会社は不動産業ですから、いずれか低いほうということで、類似業種比準価額により評価する。分割承継法人は開業後3年以内だから純資産価額評価だといったときに、純資産価額は収益会社ですからほとんどゼロに近い。そんな話になっちゃうわけですよ、現行の財産評価基本通達の話だと。

今後は、連結納税というのが絡むんですけど、連結納税を選択したら財産評価も連結財産評価をしないと、おかしな評価になると思います。そこをきちんとして、租税回避の温床だといわれていることを、未然に防ぐことになると思うんです。

株式交換・移転制度が導入されたときの評価通達の改正の際に、「租税回避に利用されるから改正しました」という解説がありましたけど、ああいう改正ではなくて、どうやったら適正な評価になるか、連結財産評価を考えるべきか否かということで財産評価基本通

達を整備してもらおうと、いわれているような租税回避の温床にはならないと思うんですけども。場当たりの対応だと、またそういう議論になっちゃうんでしょうね。

平川 そうですね。もともと私は事業承継問題に企業組織再編税制を絡めることは反対なんです。やはり財産評価基本通達というのは後から手当てすることを知るべきです。ですから今、一生懸命よかれと思って勧めたことも、後に相続が起きるときには利用できないことになっていることが、従来の通達の改正でかなりあったと思います。

今あまり意図的なことが出て来ると、通達等の規制を呼び込むことになります。連結納税も視野においたところで対応すべきだと思います。また、財産評価基本通達はスタートは株主構成から始まる。つまり同族株主の有無とかいうところから出発し、なおその評価会社の大・中・小から評価上の区分が出發します。だからその原点がこの組織再編で根本的に変わってしまうことになります。

このため財産評価通達の178項以降の株式評価の取扱いは見直さないといけないことは明白です。今、急に再編税制をうまく利用して何かやろうということ自体が間違いだと思うんです。だから事業承継対策に再編税制を



絡めることは今少し待って、連結納税制度を視野に入れ、さらに評価通達の動向を見据えて対応すべきです。

緑川 そのとおりですね。

● 3 ● 非按分型の組織再編制度の実施

平野 評価の点でまさにおっしゃるとおりなんでしょうね。それで具体的には非按分型をやりたいとか、あるいは考えられてる方がいると思うんですけども、これが具体的に実行されるケースというのはどうなんですか、あるのでしょうか。

平川 法人課税小委員会での非按分型の問題について議論が始まったときに、これは今回の税制改正の中の組織再編税制にはこの問題を持ち込まないという考えが出ました。非按分型の税制を入れると、かなり多岐に渡ったところに手当てをしなくてはいけないなど、時間の関係がありました。商法では規定はなくても非按分型分割を認める方向をだしたという、非常にフレキシブルな対応をしているのに税制がそれをカバーしないと、結局制度が動かないのではないかと、との思いがありました。

したがって、検討する時間がないようであるならば、また改めてこの非按分型の分割にかかわる税のシステムというものについて再度審議をする必要があると申し上げました。

継続審議というようなことを発言しています。今回は、株式の交換・移転もそうなんですけど、今回の税制改正では手当てしなかったところもあります。それはこれから先、実際の動きを見て非按分型分割がどれだけ、どのように利用されるかということを見た上で、税制のほうが対応する。株式の交換・移転も

そうだと思います。今後の手当てや動向を見守っていただきたいと思います。

平野 なるほど。非按分型について緑川先生はいかがお考えでしょうか。

緑川 非按分型というのは改正商法の要望にも出ていたとおり、中小企業の相続問題というのを絡めたときは、やっぱりニーズは高いと思うんです。中小企業にニーズがあって公開会社はゼロでしょう。ここらへんというのは、平川先生が声を大きくして言われたという話は伝わってくるんですけども、もう少し組織的に要望しないとだめじゃないですかね。

平川 これは同族会社の事業を非按分型分割で別会社の事業体として移転してしまうという角度でとらえますと税対策のみのアクションに見えますが、やはりベンチャー企業などについて、1人が技術を持って1人が資金を持って2人で始めたケースで、だんだんと会社が大きくなるとお互いに経営方針に違いが出てくる。こういったものを合理的に分けるということ、これも必要ですから、狭い活用だけとらえないでもっと多角的に検討して、この問題は税制面でも手当てしていくことが必要だと思います。

● 4 ● さまざまな活用

平野 平川先生のお話で、事業セグメント型とかりリスク回避型や世代交代型とか財務内容の改善型、それから事業承継型など、中小企業が事業再編パターンを使って、懸案を解決していくという5つのパターンがあるということですが、これはより細分化できますか。

平川 そのほかにも、いろんなパターンがあります。マクロでいうと、今の区分になり



ますが、もっと利用方法は見出すことができると思います。

だから例えば、事業活動部門と不動産部門の会社なんて最も非適格な事業体の話を持ち出したのですが、そうではなくて、例えばメーカーと販売部門がセットになっている会社がある。ところがどうしてもその販売部門の営業力がないためにせっかくの良い製品が売れないケースがあるのです。この場合は営業技術のあるところへ吸収分割してもらって、こちらのほうはメーカー会社に専念するかという方法があると思うんです。

緑川 一つ別の言い方をすれば、今まで経営者がやりたい経営手法を税がある意味で制約してきた。その制約してきた税が取れました。逆に言ったら経営者が経営力を発揮するような事業形態を選択していいですよ、経営者の能力いかんですよというように言えるわけであって、逆に税理士が提言するというよりは経営者の判断がすべてを左右する税制ですというような言い方のほうが、正しいような気がするんですけど。

平野 ただそれは経営者が気づいてない部分がありますし、それは税理士業務として利用策を提案していくことが、新たなビジネス・チャンスにつながるという可能性も出て

くるのではないのでしょうか。

緑川 コンサルティング業務はあるでしょうけど、これは個人の能力の問題ですね。私にはありません。

平川 ただこれも企業組織再編税制だけではなくて、連結納税のフレームワークが出てからアクションにはいるということも一つの方法といえます。

平野 そうすると、やはり具体的に動いてくるのは2002年以降ですか。

平川 このため連結納税のフレームワークはかなり早く出さないと企業組織再編が動かない場面も考えられます。ですから相当早い時期に基本的考え方などは出るのではないかと思います。

緑川 税でパターンを作るのではなくて、経営上のシミュレーションを作って、それが税務上のどこに当たるとやっていくようになるんじゃないかと思います。今までは税が制約していたから選択肢が少なかっただけで。

平川 今、緑川先生がおっしゃったように経営問題への税制の取り込み手法があると思います。すなわち、組織再編税制が非常にヒントを与えている。例えば適格4パターンの組織活用や、その企業のグループ持分割合が100%、50%超とか、こういったルールが経営上の計画の実行にヒントを与えてくれるといえます。こういうものを税のルールとしているから、これは経営面に反映させるといって、相互扶助的な関係にあるといえるし、またそのように活用できると思います。

平野 先ほど平川先生からも少しお話しがありました。この採算部門の話、要するに新しい会社を債務超過にはできないので、今ある会社に不採算部門が残る。その辺は商法

という債務履行の見込みがあるかないかということになりますが、実務的な運用としてはどうなんですか。

平川 中小同族会社において大きな問題点というのは、その会社のオーナー社長が会社に資金を貸しているケースです。第二資本金とも呼ばれていますが、増資をしないんです。増資をすると、国税局所管法人になり、また、交際費の定額控除が取れないという、割合と目先のことで増資をしないため、会社への貸付けという形態が生じます。

会社に貸している資金がありまして、それがまさに相続財産の固まり。しかもそれが返済されるか分からないというようなことがありますので、こういう中小同族会社が債務不履行も何もないわけです。そういったものをきちんと企業分割でもって分けるといったことをすれば、会社の財務が改善され、相続税の対策にもなるかもしれないし、そういったことにもオーナー型企業の経営問題の対応策としての切り口が出てくるのではないのでしょうか。

これから発出される再編税制関連の通達を読み、連結納税の状況を見てから、いろいろな対応が出て来ると思われます。

緑川 そこまでには財産評価基本通達の考え方というものを明らかにしてほしいですね。

平川 そうですね。



おわりに

平野 最後に、今後中小企業は組織再編成制度に対してどのような形で関わっていくべきか、関わるができるかについてお話しいただきたいと思います。

緑川 さっき平川先生もお話ししてましたけど、中小企業において持株会社は何か縁遠い世界だなという印象を持っていたかもしれないと思うんですけど、これを見てきたら持株会社の設立手法たる株式交換・移転がもう1回、本当に脚光を浴びるのかなと思います。その中で100%の持分割合にしておけば、さっき先生が言われたように、合併もできるし吸収分割もできる。それぞれ自分の強いところ弱いところを分け、それぞれの分野で提携する。そのような動きというのもやりやすくするために、もう1回交換・移転というのが、中小企業で見直されても良いという気がします。

平野 そうですね。

平川 その点、例の基本的考え方に入って

いますように、今回株式交換・移転はまだ制度が導入されて機が熟していないし実用例もあまりない。したがって今回の企業再編税制では、それには取り込まないということになっています。

同族会社の形態というのが法人成りブームから今までの間にかなり複雑になってきています。今回の組織再編の法制と税制を使って整理するというような活用ができ、加えて連結納税の制度や財産評価の制度が合理化されれば、組織再編ブームというのが中小企業に出てくると思いますね。

緑川 中小企業にも、早急に対応が必要になっているのでしょうか。

(了)